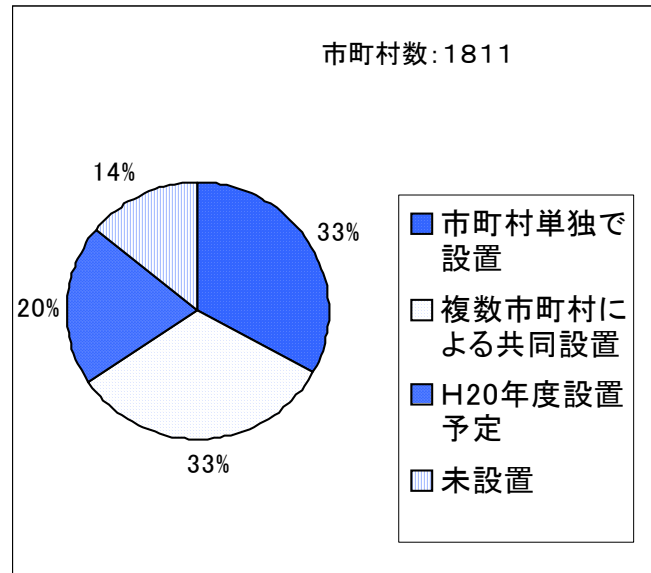


地域自立支援協議会について(平成20年4月1日現在)

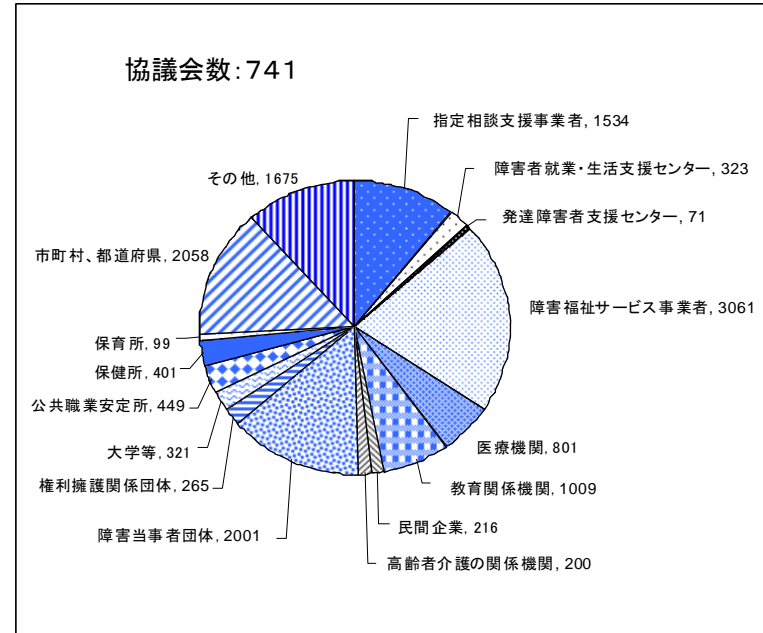
【障害福祉課調べ(速報値)】

※共同設置の場合は1協議会として集計している。
 ※専門部会にはワーキンググループも含む。

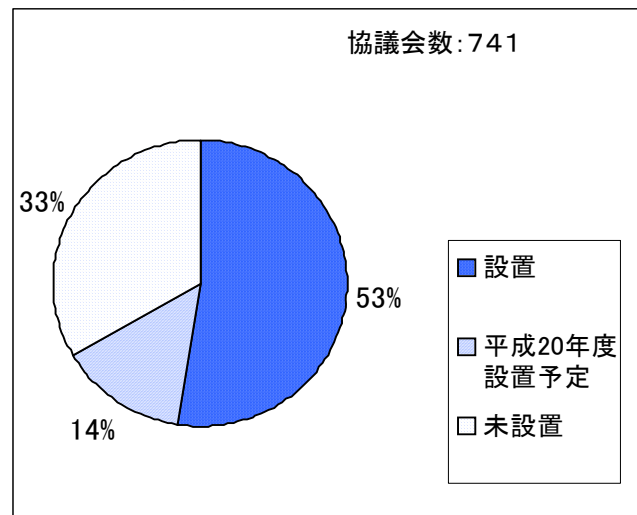
◆地域自立支援協議会の設置方法



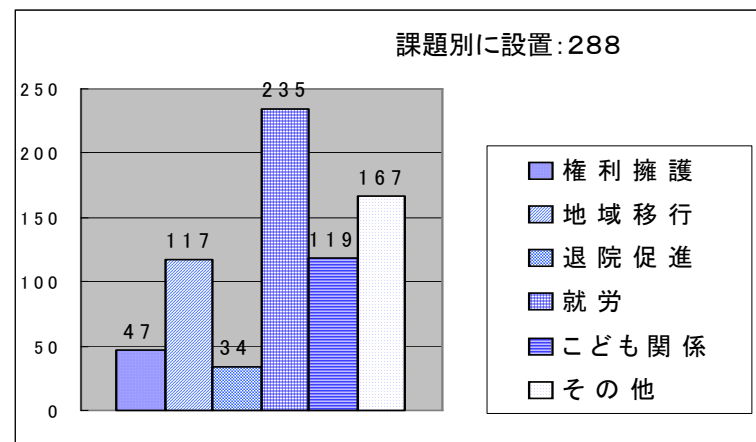
◆地域自立支援協議会における委員の所属



◆地域自立支援協議会における専門部会の設置状況



◆地域自立支援協議会における専門部会の種類(複数回答可)



都道府県別 地域自立支援協議会の設置状況（平成20年4月1日現在）

都道府県	市町村数	設置済		平成20年度 設置予定		未設置 かつ平成20 年度設置予定なし	
北海道	180	103	57.2%	37	20.6%	40	22.2%
青森県	40	31	77.5%	9	22.5%	0	0.0%
岩手県	35	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県	36	25	69.4%	10	27.8%	1	2.8%
秋田県	25	20	80.0%	4	16.0%	1	4.0%
山形県	35	13	37.1%	15	42.9%	7	20.0%
福島県	60	12	20.0%	30	50.0%	18	30.0%
茨城県	44	13	29.5%	22	50.0%	9	20.5%
栃木県	31	23	74.2%	6	19.4%	2	6.4%
群馬県	38	38	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉県	70	52	74.3%	13	18.6%	5	7.1%
千葉県	56	53	94.6%	1	1.8%	2	3.6%
東京都	62	32	51.6%	4	6.5%	26	41.9%
神奈川県	33	31	93.9%	1	3.0%	1	3.1%
新潟県	31	25	80.6%	4	12.9%	2	6.5%
富山県	15	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川県	19	9	47.4%	8	42.1%	2	10.5%
福井県	17	16	94.1%	1	5.9%	0	0.0%
山梨県	28	12	42.9%	16	57.1%	0	0.0%
長野県	81	81	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	42	14	33.3%	17	40.5%	11	26.2%
静岡県	41	17	41.5%	8	19.5%	16	39.0%
愛知県	61	56	91.8%	5	8.2%	0	0.0%
三重県	29	20	69.0%	9	31.0%	0	0.0%
滋賀県	26	26	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
京都府	26	15	57.7%	8	30.8%	3	11.5%
大阪府	43	21	48.8%	10	23.3%	12	27.9%
兵庫県	41	25	61.0%	12	29.3%	4	9.7%

都道府県	市町村数	設置済		平成20年度 設置予定		未設置 かつ平成20 年度設置予定なし	
奈良県	39	27	69%	7	18%	5	13%
和歌山県	30	29	97%	1	3%	0	0%
鳥取県	19	19	100%	0	0%	0	0%
島根県	21	10	48%	10	48%	1	5%
岡山県	27	27	100%	0	0%	0	0%
広島県	23	19	83%	4	17%	0	0%
山口県	20	14	70%	4	20%	2	10%
徳島県	24	16	67%	7	29%	1	4%
香川県	17	17	100%	0	0%	0	0%
愛媛県	20	14	70%	6	30%	0	0%
高知県	34	13	38%	12	35%	9	27%
福岡県	66	19	29%	17	26%	30	45%
佐賀県	20	20	100%	0	0%	0	0%
長崎県	23	9	39%	9	39%	5	22%
熊本県	48	47	98%	0	0%	1	2%
大分県	18	18	100%	0	0%	0	0%
宮崎県	30	8	27%	11	37%	11	37%
鹿児島県	46	10	22%	13	28%	23	50%
沖縄県	41	19	46%	15	37%	7	17%
合計	1,811	1,188	66%	366	20%	257	14%

障害者自立支援法の相談支援についての条文

(定義)

第五条 17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

- 一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。
- 二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この号において「サービス利用計画」という。)を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条 市町村は、支給決定障害者等であって、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。

- 2 サービス利用計画作成費の額は、指定相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定相談支援に要した費用の額)とする。
- 3 計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画作成対象障害者等が当該指定相談支援事業者に支払うべき当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画作成対象障害者等に代わり、当該指定相談支援事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、計画作成対象障害者等に対しサービス利用計画作成費の支給があったものとみなす。
- 5 市町村は、指定相談支援事業者からサービス利用計画作成費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準(指定相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、サービス利用計画作成費の支給及び指定相談支援事業者のサービス利用計画作成費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
 - 二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 三 移動支援事業
 - 四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。
- 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、前条第一項第一号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。